

上下水道部建設現場等の遠隔臨場に関する実施要領

令和7年6月1日 制定

1 目的

本要領は、広島県上下水道部が発注する建設工事（以下、「工事」という。）及び測量・建設コンサルタント等業務（以下、「業務」という。）において、受発注者の業務効率化を図る目的として行う遠隔臨場の実施に関し必要な事項を定める。

2 建設現場等の遠隔臨場

上下水道部が実施する建設現場等の遠隔臨場については、「建設現場等の遠隔臨場に関する実施要領（令和3年9月22日制定）」2以降の規定を準用する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年6月1日から施行する。